

船舶事故調査報告書

平成30年4月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

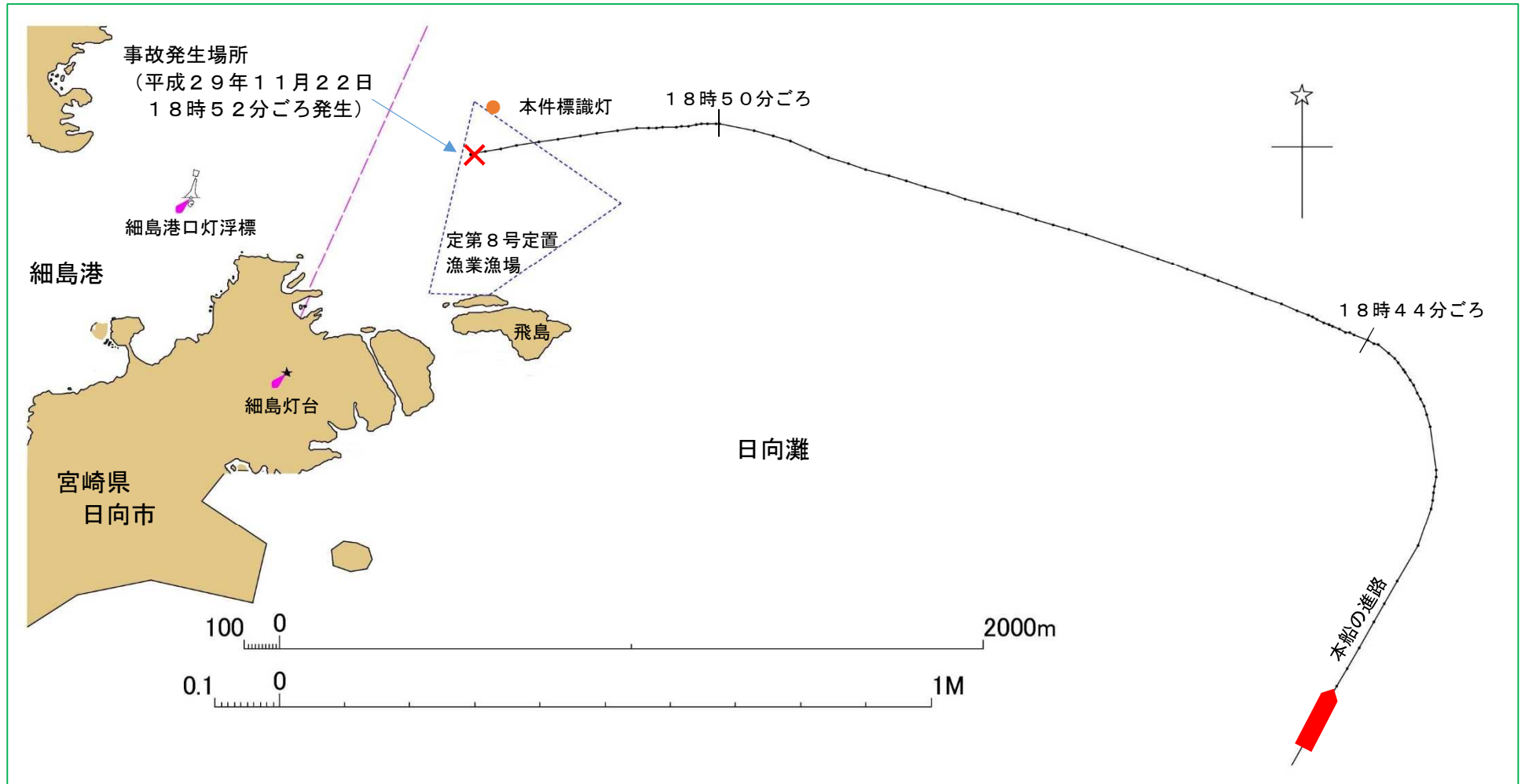
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年11月22日 18時52分ごろ
発生場所	宮崎県細島港東方沖 細島灯台から真方位042° 820m付近 (概位 北緯32° 25.8′ 東経131° 41.5′)
事故の概要	掃海艇みやじまは、西進中、定置網に乗り揚げた。 みやじまは、両舷プロペラに曲損等を生じ、また、定置網は、ワイヤに切損を生じた。
事故調査の経過	平成29年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	掃海艇 みやじま、510トン（排水量） 690（艦船国籍証書の番号）、防衛省 54.0m×9.4m×4.2m、木 ディーゼル機関2基、1,323.9kW（合計）、平成15年10月10日
乗組員等に関する情報	艇長 男性 30歳 運航1級（防衛省基準） 船務長 男性 44歳 運航2級（防衛省基準）
死傷者等	なし
損傷	本船 両舷プロペラに曲損等 定置網 側張り及び天張りの各ワイヤに切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風速 約8m/s、視程 約10km 海象：波高 約2m、潮流 北東流約0.5ノット（kn） 日没時刻：17時10分ごろ
事故の経過	本船は、海上自衛隊掃海隊群第3掃海隊（広島県呉市）に所属し、艇長及び船務長ほか39人が乗り組み、平成29年11月17日から30日までの予定で行われる日向灘での掃海訓練に参加していた。 本船は、細島港南方沖約10海里（M）において錨泊中の掃海母艦に接舷して補油及び補水の後、食糧補給の目的で、11月22日17

	<p>時35分ごろ掃海母艦から離舷し、細島港に向けて北進を開始した。</p> <p>本船は、船務長が当直士官として艦橋前部中央に立って操船指揮をとり、艇長が総指揮をとり、操舵、機関操作、見張り及びレーダー監視等の各任務を担当する乗組員10人のほか、同乗していた第3掃海隊司令が在橋していた。</p> <p>本船は、18時44分ごろ予定していた転針地点に達し、針路を約291°（真方位、以下同じ）に転じて航行した。</p> <p>艇長及び船務長は、18時49分ごろ、点滅する灯色橙の灯光と左舷標識である細島港口灯浮標の灯色緑の灯光を視認し、灯色橙の灯光を、孤立して設置してある漁網の存在を示すブイの標識灯（以下「本件標識灯」という。）と判断した。</p> <p>船務長は、本船が18時50分ごろ次の予定転針地点に達し、計画していた270°の針路に向けさせたところ、本件標識灯の灯光を正船首方に見るようになったので、本件標識灯を右舷方に見て航過するつもりで針路265°を令した。</p> <p>艇長は、本件標識灯と細島港口灯浮標の両方から安全な距離を保って航過する針路となるよう、船務長に対して少し左舵を取るよう助言し、船務長が針路263°を令した。</p> <p>本船は、徐々に左転しながら約11knの対地速力で西進していたところ、18時52分ごろ、異音と振動を感じた第3掃海隊司令が直ちに主機停止を令し、続けて艇長が主機のクラッチの脱を令した。</p> <p>艇長は、乗組員に付近海面を確認させたところ、定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げていることが分かり、19時15分ごろ海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、翌23日、別の掃海艇の支援を得て本件定置網から離脱し、細島港に入港した。</p> <p>（付図1 航行経路図、付表1 AIS記録（抜粋） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件定置網は、宮崎県知事から免許を受けた定第8号と称する定置漁業漁場内に設置され、網の形状に沿って海面上に黄色の浮子が多数設置されていた。</p> <p>本件定置網の所有者は、本件定置網の北西端に毎4秒1閃光で灯色橙の本件標識灯を取り付けたブイを設置していた。</p> <p>海上保安庁刊行の九州沿岸水路誌（平成28年3月発行）及び海図W1223（平成25年4月発行）によれば、設置図はないものの飛島北方沖に定置網があるとの記載がある。</p> <p>海上保安庁の沿岸海域環境保全情報（CeisNet：シーズネット）及び一般財団法人日本水路協会が販売している航海用電子参考図（new pec）によれば、水路誌及び海図に記載されていない定置網の設置状況が掲載されている。</p> <p>艇長及び船務長は、掃海訓練に先立って九州沿岸水路誌及び海図を</p>

	<p>見て水路調査を行ったが、飛島北方沖に定置網があるとの記載を見落としていたので、本件定置網が設置されていることを知らなかった。</p> <p>第3掃海隊所属船は、出入港時の航海計画を各船で個別に策定していた。</p> <p>艇長及び船務長は、本事故当時、本船のレーダー画面に本件定置網の映像が映っていなかったが、本事故の翌日にレーダー画面を確認したところ、本件定置網の映像が映っており、本事故前は降雨と波の影響を軽減するようレーダーの感度を調節していたので、本件定置網がレーダー画面に映らなかったと本事故後に思った。</p> <p>(写真1 本件定置網及び本件標識灯 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、細島港東方沖を西進中、艇長及び船務長が、本件定置網が設置されていることを知らなかった上、本件定置網がレーダー画面に映らなかったことから、本件定置網の存在に気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本件定置網は、本船のレーダーが降雨と波の影響を軽減するよう感度を調節されていたことから、同レーダー画面に映らなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、細島港東方沖を西進中、艇長及び船務長が、本件定置網が設置されていることを知らなかった上、本件定置網がレーダー画面に映らなかったため、本件定置網の存在に気付かずに航行し、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>掃海隊群司令部は、本事故後、次の再発防止策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に海上保安庁の沿岸海域環境保全情報を活用して水路調査を行い、定置網の設置状況等を把握する。 ・行動海域における定置網の設置場所等の漁業実態を調査し、訓練実施前に事前勉強会を実施して各所属艦艇が保有している情報を訓練参加部隊間で共有する。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海用電子参考図等を活用することが望ましい。

付図1 航行経路図



付表1 AIS記録(抜粋)

時刻 (時:分:秒)	船位※		対地針路※ (°)	船首方位※ (°)	対地速力 (kn)
	北緯 (° -' -")	東経 (° -' -")			
18:39:55	032-24-45.3	131-42-54.6	030	030	12.7
18:40:25	032-24-51.0	131-42-58.4	032	031	12.8
18:41:04	032-24-58.0	131-43-03.2	030	030	12.8
18:41:35	032-25-04.0	131-43-07.2	030	031	12.8
18:42:04	032-25-09.3	131-43-10.9	028	027	12.8
18:42:32	032-25-14.8	131-43-12.7	009	005	12.7
18:43:04	032-25-21.4	131-43-11.8	345	340	12.1
18:43:31	032-25-26.2	131-43-08.7	325	318	11.5
18:44:02	032-25-29.0	131-43-03.4	292	287	10.0
18:44:35	032-25-31.0	131-42-57.7	292	291	9.3
18:45:04	032-25-32.6	131-42-52.8	292	291	9.2
18:45:34	032-25-34.3	131-42-47.7	291	288	9.2
18:46:04	032-25-35.9	131-42-42.6	292	290	9.7
18:46:25	032-25-37.0	131-42-38.7	286	286	9.8
18:47:04	032-25-39.0	131-42-31.2	287	287	9.9
18:47:34	032-25-40.4	131-42-25.6	286	284	10.0
18:48:04	032-25-41.9	131-42-19.7	284	287	11.0
18:48:34	032-25-43.5	131-42-13.3	285	284	11.3
18:49:04	032-25-45.2	131-42-06.8	289	290	11.2
18:49:34	032-25-47.2	131-42-00.7	285	288	11.3
18:50:02	032-25-48.3	131-41-54.9	276	273	10.8
18:50:31	032-25-48.0	131-41-48.7	268	269	10.9
18:51:04	032-25-47.4	131-41-41.6	259	265	10.9
18:51:34	032-25-46.6	131-41-35.2	261	264	10.8
18:52:04	032-25-45.8	131-41-29.4	257	264	8.7
18:52:31	032-25-45.5	131-41-27.8	250	255	0.7
18:52:54	032-25-45.4	131-41-28.1	101	246	0.7

※船位は艦橋上方に設置されたGPSアンテナの位置である。また、対地針路及び船首方位は真方位である。

写真1 本件定置網及び本件標識灯

← 北西方向

南東方向→

